

第12回企画展

明治期の小学校と教科書



明治初期の教科書
斎藤八重子家所蔵

平成12年2月8日(火)～3月21日(火)

久喜市公文書館

「明治期の小学校と教科書」を開催するにあたって

久喜市公文書館は、「歴史資料として重要な市の公文書その他の記録」の保存と活用を目的として平成5年10月に開館しました。公文書館では、公文書等の収集、整理、保存のほかに、公文書館を多くの市民の皆様にご利用していただくため、年2回の企画展や常設展を開催しております。

この度、12回目を迎える企画展として、「明治期の小学校と教科書」を開催することにいたしました。

江戸時代の久喜市には、郷学「遷善館」や寺子屋があり、早くから庶民教育が行われていました。明治になると、政府は文明開化のスローガンの下に西欧の近代的教育制度を取り入れ、国民に教育の普及をはかるため、明治5年「学制」を發布しました。これにより、市内にも久喜学校をはじめ、いくつかの小学校が設立されました。しかし、学校が設立されても、当時の子どもたちは皆学校に通えたわけではありません。明治7年の埼玉県内の就学率は30%、とくに女子の就学率はわずか12%だったそうです。それが授業料の廃止等により、明治34年には就学率は96%まで上昇し、学制の目的とした国民皆就学制がほぼ達成されることになりました。

今回の展示では、明治時代の小学校について、学校制度の変遷や当時の小学校の様子などを紹介するとともに、当時使用された教科書についても併せて紹介いたします。

最後になりますが、今回の展示を開催するにあたり、貴重な資料を提供してくださいました関係者の方々に心から御礼申し上げます。

平成12年2月

久喜市長 田 中 暄 二

協力者（敬称略・順不同）

榎本善之助、齋藤八重子、清水富壽也、早川正造、光明寺、不動寺、埼玉県立文書館

主な参考文献

- ① 埼玉県教育委員会『埼玉県教育史』（1968）
- ② 日本私学教育研究所『図説教科書のあゆみ』（1971）
- ③ 文部省『学制百年史』（1972）
- ④ 原田種雄・徳山正人『小学校にみる戦前・戦後の教科書比較』（ぎょうせい・1988）
- ⑤ 戸田市立郷土博物館『寺子屋から明治期の学校風景』（1999）
- ⑥ 久喜市教育委員会『久喜市の教育』（1999）

I 学制の発布

1 学制の発布前

村民の教育は明治になっても、寺子屋で有志の者が教育を行うというように江戸時代とほとんど同じように行われていました。久喜市内においても、除堀村の早川敬三郎が村民の子どもを集めて、皇漢の塾を開いていました。また、西村では、漢方医田中元純・山本政澄が、古久喜村では、武井吉次郎、西藏院住職石田浄英が、青毛村では、常楽寺住職青麻憲栄が地域の子どもたちを集めて、数学・漢学・習字を教えていました。

明治政府は教育の振興を図るために、明治2年に「府県施策順序規則」の第1項に小学校を設けることを掲げています。そして同年5月には郷学校を開設し、人材の育成を図ることを命じました。このことによって、埼玉県内には、羽生、浦和、蕨に郷学校が設立されました。明治4年に、政府は全国の教育行政を統括する機関として、文部省を設置しました。

2 学制の発布

明治5年に、近代日本最初の教育法規である「学制」が発布されました。その内容は、大中小学区ノ事、学校ノ事、教員ノ事、生徒及試業ノ事、海外留学生ノ事、学事ノ事の6項目から成り立っていました。

大中小学区ノ事では、全国に大学8、中学校256、小学校53,760を設置することにしました。学校ノ事では、小学校を下等と上等に分け、それぞれ6歳から9歳、10歳から13歳としました。小学校の教育内容も「算術、九九数位、加減乗除は洋法を用う」とするとともに、自然科学、外国語なども取り入れ欧米風教育としました。また、教員ノ事では、教員の資格を20歳以上で、師範学校卒業の者としました。



1 「学制」早川正造家所蔵

「学制」の基本理念は、政府の方針である富国強兵に添いながら、欧米諸国と比肩しうる国民の育成にありました。

埼玉県は、第一大区に属し、管内を三中学区に分け、第一中学区を第一区から第八区まで、第二中学区を第九区から第十七区まで、第三中学区を第十八区から第二四区までとしました。久喜市は第二中学区・第九区に属しました。

区	町	村	備考
第一区	久喜	上野	
第二区	久喜	下野	
第三区	久喜	中野	
第四区	久喜	東野	
第五区	久喜	西野	
第六区	久喜	南野	
第七区	久喜	北野	
第八区	久喜	東野	
第九区	久喜	西野	
第十区	久喜	南野	
第十一区	久喜	北野	
第十二区	久喜	東野	
第十三区	久喜	西野	
第十四区	久喜	南野	
第十五区	久喜	北野	
第十六区	久喜	東野	
第十七区	久喜	西野	
第十八区	久喜	南野	
第十九区	久喜	北野	
第二十区	久喜	東野	
第二十一区	久喜	西野	
第二十二区	久喜	南野	
第二十三区	久喜	北野	
第二十四区	久喜	東野	
第二十五区	久喜	西野	
第二十六区	久喜	南野	
第二十七区	久喜	北野	
第二十八区	久喜	東野	
第二十九区	久喜	西野	
第三十区	久喜	南野	
第三十一区	久喜	北野	
第三十二区	久喜	東野	
第三十三区	久喜	西野	
第三十四区	久喜	南野	
第三十五区	久喜	北野	
第三十六区	久喜	東野	
第三十七区	久喜	西野	
第三十八区	久喜	南野	
第三十九区	久喜	北野	
第四十区	久喜	東野	
第四十一区	久喜	西野	
第四十二区	久喜	南野	
第四十三区	久喜	北野	
第四十四区	久喜	東野	
第四十五区	久喜	西野	
第四十六区	久喜	南野	
第四十七区	久喜	北野	
第四十八区	久喜	東野	
第四十九区	久喜	西野	
第五十区	久喜	南野	

2 「下等巻級地理略記」早川正造家所蔵

II 久喜市内の小学校

1 埼玉県内の教育行政

埼玉県の小学校の設立については、明治6年に文部省が社寺内に小学校を開設することを許可したことにより、学校設立が促進され、明治9年までに埼玉県では318の学校が設立されました。

規則では明治6年「埼玉県公私小学規則」、明治8年「埼玉県小学教則」、明治11年「埼玉県学事通則」が公布されました。また、明治7年8月には、教員養成をもつぱらとする師範学校が浦和の岸町に設立され、次第に教育制度が整備されました。



3 「小学教則」
早川正造家所蔵

2 学校の発足

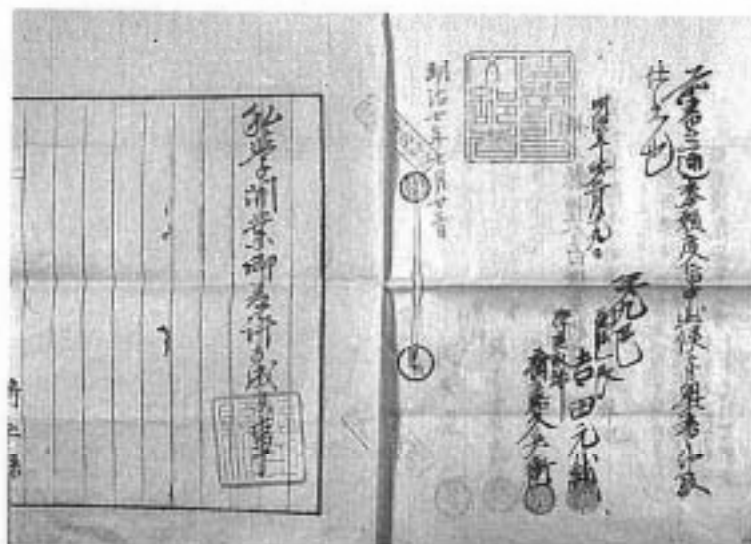
明治6年1月に、久喜学校が光明寺本堂に、久喜本町、久喜新町、古久喜の2町1村の組合学校として設置されました。

同じく明治6年には、吉羽学校が妙智寺本堂に、吉羽、西、野久喜の3か村の組合学校として、江面学校が宝光院に、江面、所久喜、上早見の3か村の組合学校として、下早見学校が大聖院に、下早見、北青柳、太田袋、高岩の4か村の組合学校として、下早見の分校が普門院に置かれました。



6 久喜学校開校の碑

豊明学校が香最寺本堂に、六万部、北中曾根、中妻の3か村の組合学校として、その分校が太芳寺に、下清久学校は清福寺本堂に置かれました。さらに、明治7年には早明学校が不動寺に、除堀、原の2か村の組合学校として設立されました。



7 「早明学校開業願及認可」早川正造家所蔵



9 不動寺

小学校の設立学状況 (明治9年)

学校名	通学区(字名)	生徒		教員		校舎	教室		運動場 坪数
		男	女	男	女		数	坪室	
久喜	久喜本町、久喜新町 上早見	107	34	5		光明寺本堂	5	20	250
吉羽	吉羽、野久喜、 古久喜、栗原、西	105	41	2	1	妙智寺本堂	-	-	-
江面	江面、北青柳	70	5	2		宝光院本堂	5	22	200
早明	除堀、原、樋ノ口	70	5	2		不動寺	4	16	200
下早見 (分校)	下早見 太田袋	118	5	3		大聖院	5	39	100
						普門院	2	24	150
豊明 (分校)	六万部、北中曾根 所久喜、上清久	88	19	2		香最寺本堂 大芳寺本堂	-	-	-
下清久	下清久	78	9	2		清福寺本堂	-	-	-

『埼玉県教育史第三巻』より

当時の町村の財政では、一町村単位で学校を新たに建築することが難しく数か村の組合で設立されました。

教育にあたる教師は、県で養成しましたが、明治5、6年ごろはまにあわず寺子屋の師匠がそのまま任命されました。早明学校では、寺子屋を開いた早川敬三郎が教師として教育にあたりました。



12 「一等授業生嘱任」早川正造家所蔵

3 久喜学校の様子

久喜学校は、明治6年1月に、一等助教授児玉親之、他2名の准助教と77名の児童をもって発足しました。

教育内容は今までの習字、綴方、読み方等に加え、文法、地学、理学等14科目を設けるなどして改善されました。教育費は住民負担が原則であったため、久喜学校では授業料を25銭納めなければなりませんでした。



13 「学齡人員表」(明治8年)
榎本善之助家所蔵

4 学校制度の改正

「学制」はフランスの教育制度を模範としたものでしたが、あまりにも理想すぎて、日本の実情にそぐわないものでした。教育内容が難しかったり、義務年限が長すぎたりしたため、不就学の生徒を多く排出してしまいました。そこで、政府は日本の実情にそのような教育改革を推し進めるため、明治12年に「学制」を廃止し、代わりに「教育令」を公布しました。その内容は、大、中、小の学区を廃止し、町村に公立学校を設置させたこと。8年の学齢期間中、最低16ヶ月就学すればよいとしたこと。等がありました。

しかし、教育令によって、小学校の設置や就学の義務が著しく緩和されたため、地方によっては学校建築の中止、学校の廃止や就学者が一挙に減少する所もありました。そこで、政府は明治13年に、「改正教育令」を公布しました。

改正点としましては、

各町村は知事の指示により一ないし数個の小学校を設置する。

小学校の就学期間は3年以上とし、年間授業は32週以上とする。

修身科を学科目の首位におく。

等があげられます。

5 小学校令の公布

明治19年に、小学校令が公布されました。小学校令は、わずか16条からなるものですが、その内容は次のようなものでした。

小学校を尋常と高等の2種類とした。

就学年限を尋常小学校4年とした。

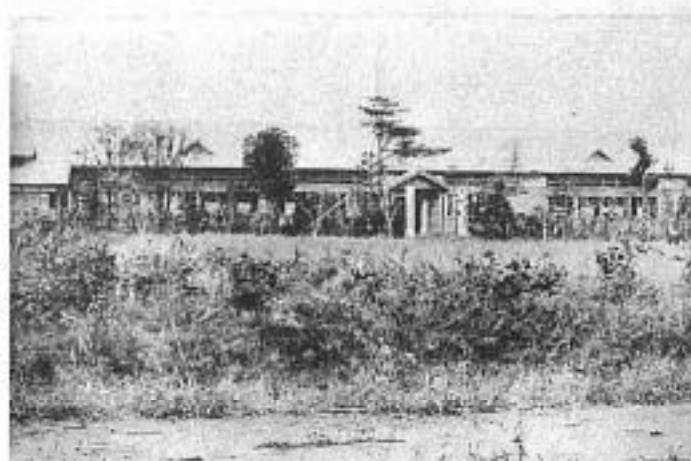
学校経費は授業料、寄附金で賄うことを原則とした。

教科書は検定教科書とした。

また、13条には「父母後見人等は其学齢児童をして普通教育を得せしむるの義務あるものとす」とあり、日本の教育法令上親権者に義務教育を規定した最初の条文もありましたが、これに付随して大幅な就学猶予、免除の規定もあり完全な意味での義務教育制度の確立とは呼べませんでした。

6 尋常小学校と改称

小学校令に伴って、久喜学校は、尋常小学久喜学校と、吉羽学校は、校舎を西村密蔵院に移し、吉羽尋常小学校とそれぞれ改称しました。明治22年町村制の施行により、久喜町、太田村、江面村、清久村が誕生すると、それに伴って、久喜学校は明治25年に久喜町立久喜尋常小学校とし、江面村域にあった^{りゅうちよ}龍猪学校は江面第一尋常小学校、分校は江面第二尋常小学校としました。太田村域にあった吉羽学校は明治22年に太田尋常小学校とし、25年には補習科を設置しました。清久村域にあった六万部学校は、明治22年に尋常六万部学校となり、さらに25年に清久尋常小学校と改称しました。同年12月高等科を併置し、清久尋常高等小学校となりました。



15 清久尋常高等小学校

社会教育課提供

Ⅲ 当時の学校の様子

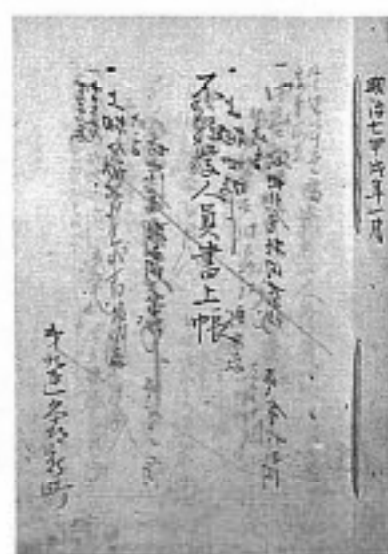
1 教育内容

教育内容は国家が管理することになり、科目は当初、修身・算術・読書・作文・習字・体操の6科目でした。これに図画と唱歌を加えることができました。明治25年に必須6科目に日本地理・日本歴史・図画・唱歌・手工裁縫が加えられ、修身の時間が3時間となりました。さらに明治33年に修身・国語・算術・体操の4科目に整理され、ここではじめて読書・作文・習字を統合した国語という科目が誕生しました。

2 就学状況

教育費は住民負担が原則でした。教科書・学用品はもちろん、授業料から学校経費に至る一切の費用を父兄が負担しなければなりませんでした。当時の租税負担は、江戸時代と変わらぬ過重なものでしたので、子どもを学校に就学させることは、より苦しい生活を強いられることになりました。そのために政府が就学督励の政策を講じても、不就学の児童を多く排出しました。

不就学者の理由としては、男子は小使いとか奉公が多く、女子は子守りが圧倒的に多かったように、貧困に関連する理由がほとんどでした。



23 「不就学人員書上」(久喜新町)
榎本善之助家所蔵

不 就 学 の 理 由

理 由	男	女	計
幼年に付見あわせ	12	11	23
子 守	2	13	15
農 事 手 伝	4	1	5
寄 留 出	1	3	4
病 身	3	1	4
奉 公 寄 留 出	4	0	4
自 宅 雑 用 小 使	0	3	3
子 守 奉 公 に 出 す	0	3	3
商 用 小 使	2	1	3
職 業 稽 古 中	2	0	2
病 身 に 付 退 校	1	0	1
合 計	31	36	67

明治33年に、「小学校令」が改正され、尋常小学校の修業年限を4か年とし、就学の義務を明確化しました。さらに日清戦争の賠償金をもとに授業料が無償となりました。

これまで授業料は、各家庭に重くのしかかり、就学率の上昇は望むべきもありませんでしたが、このことによって、明治34年には、就学率が96%になりました。とくに女子の就学者が明治33年から急激に増加して、男女相半ばするようになってきました。

ここではじめて学制の「邑に不学の戸なく、不学の人なからしめる事」の精神が日本に根付いたといえます。

その後、日露戦争を経て、義務教育をさらに強化する気運が高まり、明治40年、小学校令を一部改正し、義務教育の年限が6か年に延長されました。

3 学校の概況

明治18年に学校長の職を「学校長ハ校務ヲ整理シ訓練授業生ヲ監督シ教室ノ秩序ヲ保持スルコト」とし、校長は、校務分掌を定めた学校運営を行いました。

明治20年代に生活指導をするために、各学校では校則を定めました。久喜尋常小学校でも生活のすみずみまで規制した生徒心得が作られました。

明治33年9月には、品性^{とうや}陶冶上補助のために、各学級に級長・組長がおかれましたが、これらの生徒がどのような活動をしたかは定かではありません。

家庭との連携を図るために、明治27年ごろから父兄を招集して家庭教育の重要性を訓示していました。さらに明治30年末期には積極的に父兄談話会を開催していました。

生徒心得	
第一編 校内心得	
第一章 教場心得	
第一条	教場ニアリテハ凡テ教師ノ命令ニ従フベシ
第二条	教師ノ教フル事項ハ常ニ開キ洩サトル様注意スベシ
第三条	学ブコトハ心ニ盡得スル迄其研窮ヲ怠ルベカラズ
第四条	発言セントスルトキハ起立シテ教師ノ許可ヲ受クベシ
第五条	書冊帳簿ハ大切ニ保存スベシ
第六条	教場ニアリテハ殊ニ静謐ナルベシ
第七条	授業時間中ハ何等ノ事故アリトモ決シテ傍観ヲ為スベカラズ
第八条	定時刻ニ後レテ登校セントキハ其理由ヲ陳ベ教師ノ命ヲ待テ着席スベシ
第九条	書籍学具ニ室内ヲ不潔ニナスベカラズ

「生徒心得」
埼玉県教育雑誌第129号

4 学校行事

学校行事には、儀式（入学式、卒業式、祝日の儀式等）、学芸的（学芸会、展覧会）、体育的なもの（運動会等）、遠足・旅行（児童・生徒の見学）等がありました。

久喜尋常小学校では、卒業式を明治26年神武天皇祭りのあと4月3日に初めて南埼玉郡長島崎広太郎、郡書記今村喜代助、久喜町長榎本謙次郎の来賓を得て举行了。

その後は3月24日に卒業式は行われています。

一方、入学式は明治37年4月1日から行われています。



27 明治43年 江面尋常小学校卒業写真
社会教育課提供



29 明治39年
久喜高等小学校・尋常小学校連合運動会
榎本善之助家提供

展覧会は、明治27年5月22、23日に行われたのが最初です。植物標本、動物標本等の教育品や生徒の書画を陳列し、参観者は両日で500名を数えたとのこと。

運動会は、明治26年11月3日、天長節の後行われています。その内容は詳しくわかりません。

遠足については、明治28年5月8日に、清久、上内、鷺宮を経て八甫門樋に至り大輪の松山を過ぎ太田村を経て帰校するという徒歩遠足が実施されています。また東京市への修学旅行が明治44年11月18日に120名の参加をもって実施されています。

※ 天長節 天皇誕生日の旧称

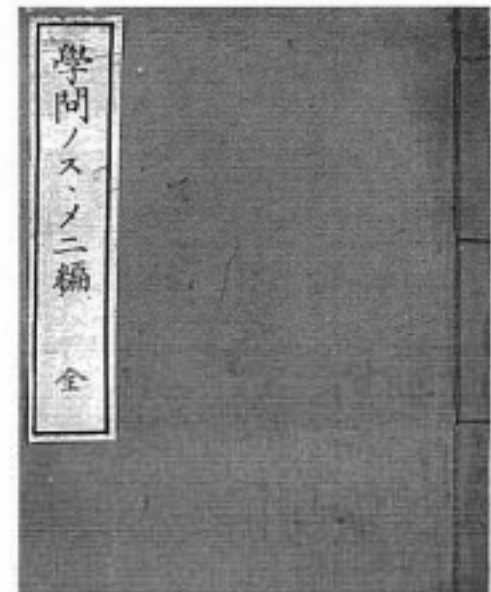
IV 教科書制度の変遷

1 自由発行・自由採択の時期

学制が公布された明治初期は、文明開化の時代で、日本の教科書の黎明期でした。教科書は、『単語篇』、『知恵の糸口』、『ういまなび』等の入門教科書のほかに、福沢諭吉の『学問のススメ』、『西洋事情』等の一般向けの図書も教科書として使用していました。

しかし、一般向けであるこれらの図書は、内容が難解だったため、文部省は、児童の発達段階に応じた教科書の編集を師範学校に命じました。『小学読本』等はこのように作られました。

この時期には教科書の編集や出版についてなんの規制もありませんでした。



30『学問のススメ 二編』
明治6年 福沢諭吉著
齋藤八重子家所蔵

2 開申制から認可制へ

明治13年3月以降文部省は各府県から伺い出された教則に記載されている教科書の適否についての調査を開始し、その結果を公示しました。翌14年には各府県に対して使用する教科書名を開申するように命じました。ついで16年には、教科書の採用・変更等の際には必ず文部省に伺い出てその認可を経るよう命じました。こうして、教科書の採択についての規制が始められました。しかし、まだ教科書の出版についての規制は加えられませんでした。

3 検定制の成立

明治14年頃から「教科書検査条例」が制定されました。これは教科書として出版される図書原稿の事前審査を施行するものです。当初の検査方針は「弊害アル」書籍を締め出すという消極的なものでした。

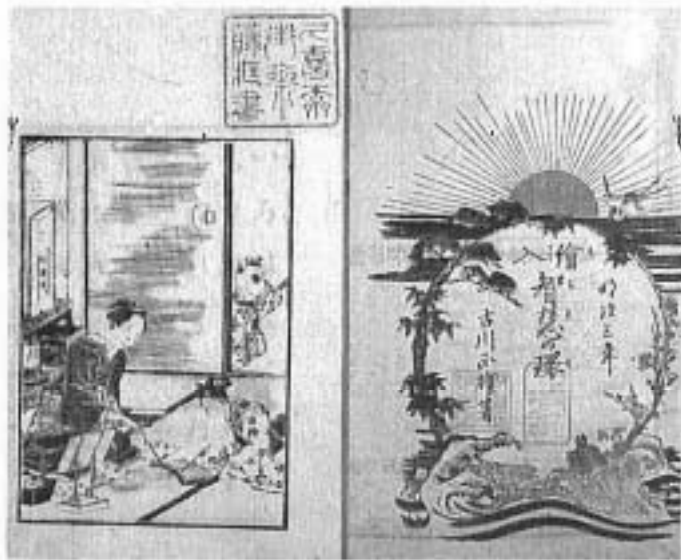
しかし、教育勅語による徳育教育の強化が志向された明治24年以降、検定の性格は「教則ノ趣旨ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノ」と改められ、内容審査が厳密化されることになりました。

明治35年に教科書疑獄事件が発生すると、政府は長年の願いであった小学校教科書の国定制化に着手することになりました。

4 国定制下の教科書

明治37年4月の新学年から国定教科書がほぼ全国的に使用されることになりました。しかし、これは全科目についてではなく、当初は修身・国語・算術・日本歴史・地理・図画の6科目で国定教科書の使用が義務づけられ、明治44年からは理科、大正8年には家事が追加されました。こうして手工・唱歌・体操・実業・裁縫の5科目を除く他の科目では、すべて国定書の使用が定められました。

明治初期の教科書



31 『智恵の環 初編上』 齋藤八重子家所蔵
明治3年 古川正雄著

「初編」はひらがなことばづかいとやさしい漢字で単語や単句を集めてあり、さし絵も豊富に使われています。



32 『西洋事情 卷之一』 齋藤八重子家所蔵
明治3年 福澤諭吉著 慶應義塾出版局

著者が欧米滞在中に見聞した西洋の政治、教育、社会制度、施設等を紹介しています。



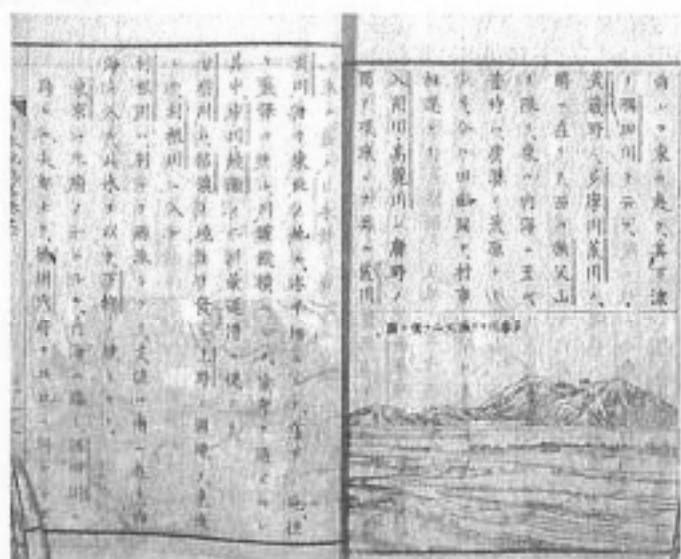
33 『地理初步』 早川正造家所蔵
明治7年 師範学校編 文部省

図を使って地球、地図、地勢の基礎知識を説明しています。地理の入門書として広く使われました。



34 『小学読本 一』 早川正造家所蔵
明治7年 師範学校編 文部省

内容は主として翻訳文で、教科書の中で最も代表的なもので広く普及しました。



35 『日本地誌略 卷之一』 早川正造家所蔵
明治7年 師範学校編 文部省

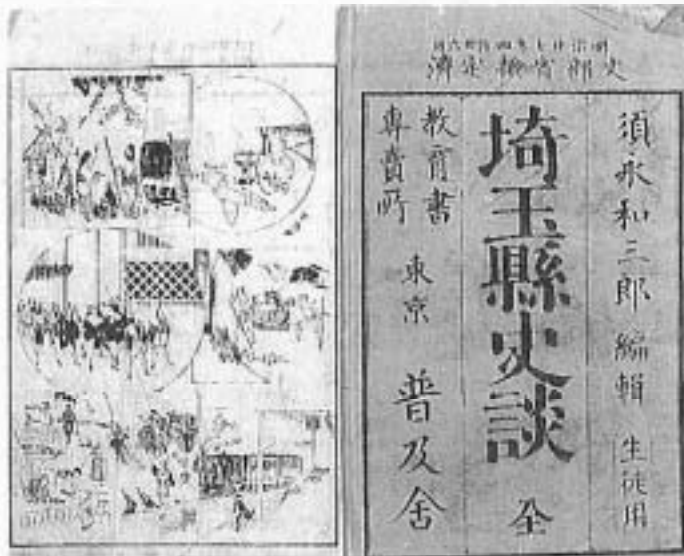
日本の地勢、都市、山、川、物産等を国別に書いた本で、当時小学校で広く使われました。



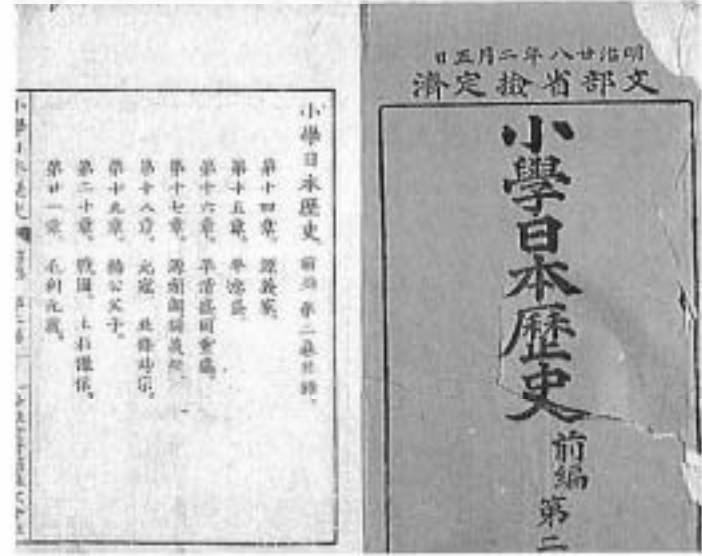
37 『小学修身書 六』 公文書館所蔵
明治14年 木戸麟編 金港堂書籍

古人の名言を集録して解説をつけたもので、儒教をもとにした徳育強調がみられます。

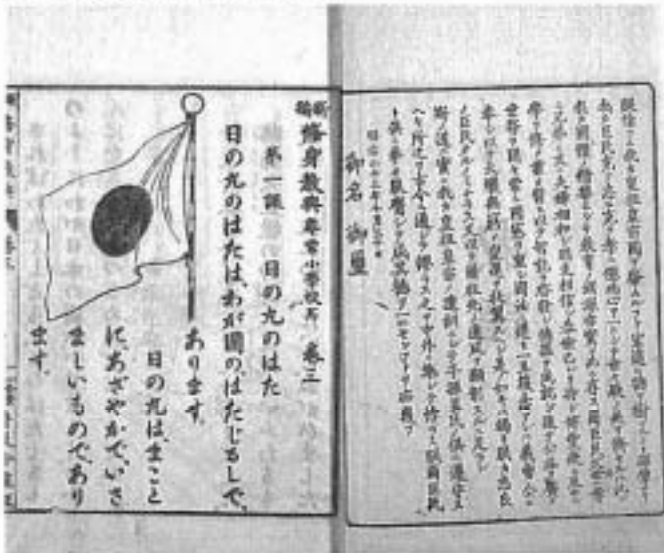
検定期の教科書



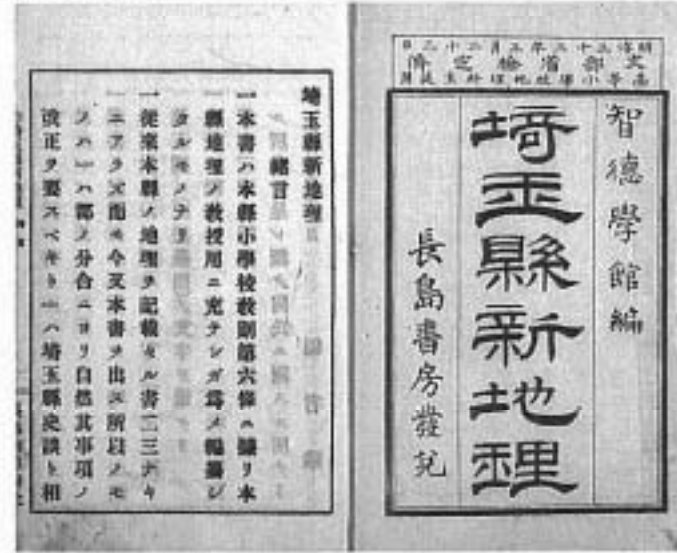
39 『埼玉県史談』 公文書館所蔵
 明治30年 須永和三郎編 普及舎
 高等小学校で郷土史を教えるための教科書として編纂されました。



40 『小学日本歴史 前編 第二』 公文書館所蔵
 明治27年 金港堂書籍編
 源義家から豊臣秀吉までの歴史上の人物を中心に紹介しています。



41 『新編修身教典 尋常小学校用 卷三』 早川正造家所蔵
 明治33年 普及舎編集所編 普及舎
 歴史上の模範的人物を中心に教材を配列し、具体的事例によって生徒の興味を呼び起こすように作られています。

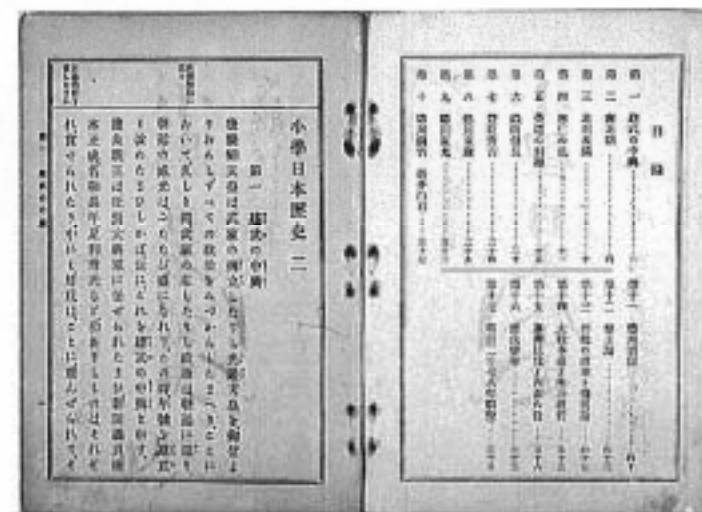


42 『埼玉県新地理』 公文書館所蔵
 明治30年 智徳学館編 長島書房
 秩父山や利根川・荒川、気候、名産等の埼玉県内の地理を紹介しています。

国定期の教科書



43 『尋常小学読本 三』 早川正造家所蔵
 明治37年 文部省著 国定第1期
 黒い表紙の一色ずりの教科書です。文章にわかちがきが使われています。



44 『小学日本歴史 二』 早川正造家所蔵
 明治37年 文部省著 国定第1期
 主として各時代を代表する人物を選んで、人物中心に作られています。内容は、検定教科書と大差ありません。

展 示 資 料 一 覧

I 学 制 の 発 布	
1	「学制」
2	「下等尙級地理略記」
II 久喜市内の小学校	
3	「小学教則」
4	「布達（埼玉県公私小学規則）」
5	「埼玉県師範学校規則」
6	写真パネル 久喜学校開校の碑
7	「早明学校開業願及認可」
8	「小学校設置願」
9	写真パネル 不動寺
10	「江面学校設置願」
11	「学校沿革史」
12	「一等授業生囑任」
13	「学齡人員表」
14	「入学願」
15	写真パネル 清久尋常高等小学校
16	写真パネル 清久尋常高等小学校平面図
17	「南埼玉町外4村組合立久喜高等小学校校舎増築認可」
18	写真パネル 久喜高等小学校増築工事
19	「南埼玉・江面村第一及第二尋常小学校新築認可」
III 当時の学校の様子	
20	「早明学校春期試験表」
21	「秋期試験問題何ヒ」
22	「在学生出席控」
23	「不就学人員書上帳」
24	「南埼玉・久喜町尋常小学校授業料額ノ件ニ付伺」
25	「学事年報調」
26	「早明学校々則」
27	写真パネル 江面尋常小学校卒業写真
28	「卒業証書」
29	写真パネル 久喜高等・尋常小学校連合運動会
IV 教科書制度の変遷	
30	『学問のスゝメ 二編』
31	『智恵の環 初編上・下』
32	『西洋事情 卷之一・三』
33	『地理初歩』
34	『小学読本 一』
35	『日本地誌略 卷之一』
36	『埼玉県内郡誌略』
37	『小学修身書 六』
38	『日本略史 下』
39	『埼玉県史談』
40	『小学日本歴史 前編 第二』
41	『新編修身教典 尋常小学校用 卷三』
42	『埼玉県新地理』
43	『尋常小学読本 三』
44	『小学日本歴史 二』
45	『小学地理 四』
46	『高等小学修身書 第三学年児童用』

公文書館利用案内

- 開館時間 9:00～17:00
- 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
(企画展の期間中は、日曜日も観覧できます。)
- 交通案内 JR 宇都宮線・東武伊勢崎線
久喜駅西口下車徒歩17分(市役所西側)